

令和2年度
下関市包括外部監査結果報告書
「外部委託に関する事務の執行について」
(概要版)

令和3年3月
下関市包括外部監査人
公認会計士・税理士 山田 康雄

目次

第1章 包括外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件（監査テーマ）	1
3. 特定の事件として選定した理由	1
4. 監査の対象年度	1
5. 監査の対象とする外部委託業務及び機関（所管部署）	1
6. 監査の実施期間	1
7. 監査の方法及び着眼点	2
8. 監査実施者	2
9. 利害関係等	2
第2章 監査の対象とした特定の事件の概要	3
1. 下関市における一般会計及び特別会計の歳出決算額推移並びに委託料推移	3
2. 委託契約の概要	5
3. 下関市における委託契約事務の概要	7
4. アンケートの概要	7
5. 監査対象とした個別事案の抽出方法及び抽出結果	9
第3章 監査の結果及び意見	10
1. 監査の結果及び意見の定義	10
2. 監査の結果及び意見の一覧	10

（本報告書における記載内容の注意事項）

1. 本報告書における表記

本報告書の数値又は金額は、原則として表示単位未満を切り捨てて表示しているため、本報告書の本文、図表に記載されている合計数値又は合計金額は、その内訳の単純合計と一致しない場合がある。

また、%は、原則として表示未満を四捨五入して表示している。

2. 数値等の出典

本報告書の数値等は、原則として下関市が公表している資料、あるいは監査対象とした部局から入手した資料を用いている。その場合には原則として出典は明示していない。

第1章 包括外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（監査テーマ）

外部委託に関する事務の執行について

3. 特定の事件として選定した理由

全国的に少子高齢化及び人口減少の時代を迎える中、下関市も例外ではなく、将来の大幅な歳入増加が見込めない一方で、社会保障関連支出の増加という非常に厳しい財政状況が続いている。

下関市では「財政健全化プロジェクト」が策定されており、令和元年度（2019年度）は同プロジェクトⅡ期計画（平成27年12月策定）の最終年度となっている。また、平成29年7月には「行財政運営と改革の基本方針」が策定されている。いずれにおいても、持続可能な行財政運営を実施していくために歳出削減や行財政運営の効率化・最適化の考え方が含まれている。

一方で、平成24年3月に策定された「外部委託推進ガイドライン」では、「不断の事務・事業の総点検等による業務プロセスの見直し等を通じて、より高い効率性が期待できるものについては、積極的な外部委託を進める必要があります」とされている。

そこで、市の多岐にわたる部局で行われている外部委託に関する事務の執行について、合規性の観点に加え、経済性、効率性及び有効性の観点から監査を実施することは市の財政の健全化を進める上で有意義であると判断した。

加えて、昨今、国や他の普通地方公共団体において業務の外部委託に関する報道がなされており、市民の外部委託に関する関心も高いと考えられる。

以上により、「外部委託に関する事務の執行について」を特定の事件（テーマ）として選定した。

4. 監査の対象年度

令和元年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）とする。

なお、必要に応じて他の年度についても対象としている。

5. 監査の対象とする外部委託業務及び機関（所管部署）

原則として、令和元年度に「委託料」を支出したすべての所管部署を監査対象とした。

ただし、過年度に実施された包括外部監査のテーマと関連が深いと考えられる所管部署や委託料の支出（指定管理者料など）については「7. 監査の方法及び着眼点（1）監査の方法」に記載のアンケート調査の対象や個別事案の抽出対象から除いている。

6. 監査の実施期間

令和2年6月1日から令和3年3月3日まで

7. 監査の方法及び着眼点

(1) 監査の方法

監査で実施した主な手続は次のとおりである。

- 外部委託を行っている所管部局にアンケート調査を実施する。
- アンケート調査結果に対し分析的手続を実施する。
- アンケート調査した対象の中からサンプル抽出した個別契約について所管部局に往査し、担当者への質問や関連する伺書、契約書、実績報告等の書類を閲覧する。

(2) 監査の着眼点

包括外部監査の主な着眼点は以下のとおりである。

- 外部委託に関する事務は法令、条例、規則、要綱、ガイドライン等に従って適切かつ正確に行われているか。(合規性)
- 予定価格及び契約価格は委託業務の内容に照らして適切な金額であるか。(経済性)
- 外部委託されている業務の内容は定期的に点検され、仕様等の見直しが行われているか。(経済性、効率性)
- 委託業務の効果は事前又は事後的に検証され、評価されているか。(効率性、有効性)

8. 監査実施者

(1) 包括外部監査人

公認会計士・税理士 山 田 康 雄

(2) 外部監査人補助者

公認会計士・税理士	河 口	雅 邦
税理士	川 原	徳 也
公認会計士・税理士	中 尾	英 紀
税理士	早 川	幸 江
公認会計士・税理士	村 田	治 子
税理士	若 松	大 介

9. 利害関係等

包括外部監査の対象とした事件（個別事案を含む。）の中には、包括外部監査人等（外部監査人補助者を含み、地方自治法第252条の29に定める者をいう。以下同じ。）の一身上に関する事件又は包括外部監査人等の従事する業務に直接の利害関係のある事件はない。

第2章 監査の対象とした特定の事件の概要

1. 下関市における一般会計及び特別会計の歳出決算額推移並びに委託料推移

(1) 歳出決算額の推移

一般会計（歳出目的別）

（単位：百万円）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
人件費	21,336	21,648	21,000	21,043	20,737
物件費	13,203	13,717	13,998	13,628	14,246
維持補修費	1,338	1,342	1,271	1,356	1,323
扶助費	26,804	28,076	27,660	26,867	27,537
補助費等	10,027	8,589	8,027	7,533	7,446
普通建設事業費	18,049	10,534	12,783	9,021	10,883
災害復旧事業費	94	282	106	200	479
公債費	13,249	13,157	13,618	13,195	13,648
積立金	1,206	1,267	2,292	1,561	1,823
投資及び出資金	196	150	357	286	264
貸付金	2,285	1,811	1,465	1,472	1,616
繰出金	14,962	15,197	15,543	15,239	15,412
合計	122,753	115,774	118,126	111,407	115,419

特別会計（会計別）

（単位：百万円）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
港湾会計	5,424	5,582	7,287	5,702	6,660
臨海土地造成事業会計	3,436	3,941	3,514	3,772	3,852
渡船会計	121	115	175	134	154
市場会計	855	792	842	847	823
国民健康保険会計	39,731	37,519	37,346	31,712	33,778
土地取得会計	25	76	2,782	463	467
観光施設事業会計	151	155	157	155	164
漁業集落環境整備事業会計	9	10	9	8	16
介護保険会計介護保険事業勘定	25,731	25,923	26,850	27,920	28,189
農業集落排水事業会計	391	402	390	392	379
母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計	41	75	79	37	15
介護保険会計介護サービス事業勘定	35	26	13	9	9
後期高齢者医療会計	4,270	4,478	4,637	4,668	4,710
市立市民病院債管理会計	2,348	1,288	1,745	546	1,262
公債管理会計	17,233	16,990	17,309	16,726	18,103
合計	99,810	97,380	103,143	93,098	98,588

(2) 委託料（節区分）の決算額の推移

一般会計（所管部局別） （単位：百万円）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
総合政策部	317	410	338	296	334
総務部	1,424	208	240	338	309
まちづくり推進部	3	2	2	—	—
財政部	115	147	138	133	176
市民部	536	551	454	237	253
福祉部	749	802	751	644	706
こども未来部	4,086	4,199	4,142	3,350	3,312
保健部	632	626	594	1,204	1,237
環境部	2,168	2,457	2,321	2,396	2,594
産業振興部	251	275	321	290	763
農林水産振興部	137	171	139	148	148
観光スポーツ文化部	1,405	1,368	1,310	1,619	1,588
建設部	1,050	955	905	1,222	1,221
都市整備部	594	557	553	569	579
港湾局	—	—	—	—	—
契約部	24	5	0	—	—
菊川総合支所	182	177	203	200	197
豊田総合支所	195	199	226	224	227
豊浦総合支所	159	154	217	216	270
豊北総合支所	195	132	219	198	188
出納室	1	1	2	1	—
議会事務局	6	2	3	3	3
選挙管理委員会事務局	27	53	52	69	59
監査委員事務局	—	—	—	—	—
農業委員会事務局	0	0	4	0	1
教育部	1,033	1,342	949	983	1,011
消防局	76	67	58	77	80
合計	15,377	14,872	14,151	14,430	15,268

特別会計（会計別） （単位：百万円）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
港湾会計	483	455	586	595	454
臨海土地造成事業会計	71	47	32	2	8
渡船会計	0	0	2	1	0
市場会計	123	119	123	121	134
国民健康保険会計	194	166	157	162	198
土地取得会計	10	4	1	0	0
観光施設事業会計	31	25	26	26	30
漁業集落環境整備事業会計	3	4	4	3	11
介護保険会計介護保険事業勘定	445	436	469	481	465
農業集落排水事業会計	90	93	91	109	105
母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計	0	0	—	—	—
介護保険会計介護サービス事業勘定	9	7	4	3	2
後期高齢者医療会計	23	16	46	33	19
市立市民病院債管理会計	—	—	—	—	—
公債管理会計	—	—	—	—	—
合計	1,488	1,378	1,546	1,541	1,431

(3) 歳出に占める委託料の割合

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一般会計	12.5%	12.8%	12.0%	13.0%	13.2%
特別会計	1.5%	1.4%	1.5%	1.7%	1.5%

令和元年度において、委託料の一般会計の歳出に占める割合は 13.2%となっており、委託料は金額的に重要な支出項目であるといえる。

2. 委託契約の概要

(1) 契約とは

①契約の定義

契約とは、互いに対立する二人以上の当事者の意思表示の合致によって成立する法律行為である。

普通地方公共団体が締結する契約には、公法上の契約と私法上の契約がある。

公法上の契約とは、公法上の効果の発生を目的とする当事者間の意思の合致によって成立する法律行為をいい、地方自治法第 252 条の 14 の規定に基づき普通地方公共団体の事務の一部を他の普通地方公共団体に対して委託する契約であり、法律上特に明示的に認められた場合に限りなし得る。

私法上の契約とは、公法上の契約以外の契約であり、民法その他私法の適用を受ける。

②契約自由の原則と普通地方公共団体の契約に特有の制約

契約自由の原則とは、契約締結、相手方の選択、契約内容、契約方式は当事者間の合意で自由に決めることができるという原則である。

ただし、普通地方公共団体の契約では、経済性、公平性等の観点から、地方自治法第 234 条から第 234 条の 3 までに、契約に関する規定が設けられ一定の制約が課されている。

中でも、相手方の選択に関しては、原則として予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする旨規定されている（同法第 234 条第 3 項）。

また、契約方式に関しては、契約につき契約書（中略）を作成する場合には、当該普通地方公共団体の長（中略）が契約の相手方とともに、契約書に記名押印し（中略）なければ、当該契約は確定しない旨規定されている（同条第 5 項）。

(2) (外部) 委託とは

「(外部) 委託」という用語自体は法律用語ではないため、必ずしも統一された定義があるわけではないが、ここでは外部委託とは、「普通地方公共団体が法律行為又は事実行為を他の団体又は個人に依頼すること」と定義する。

「下関市財務会計システム運用マニュアル」においては、委託料の意義として「普通地方公共団体は、地域住民の福祉の向上を目的として種々の行政活動を行っていますが、これら行政活動の中には、自ら行うよりも他の団体等へ委託して処理させるほうがより合理的かつ適当なものもあり、そのようなものについて、事務事業の委託が行われています。」と説明している。

民法は、契約の典型例として 13 類型を列挙しており、そのうち他者から受ける役務提供に関連するものに請負契約、雇用契約、委任契約及び寄託契約がある。

個々の契約の内容ごとに異なるが、普通地方公共団体の「(外部) 委託」の多くは民法上の請負契約や委任契約ないし準委任契約に該当する。

地方自治法施行規則第 15 条第 1 項（別記）では支出科目を 27 節に区分しているが、今回監査対象とした外部委託に係る支出額は第 12 節の「委託料」に集約されている。「委託料」には指定管理に係るものが含まれているが、平成 24 年度の包括外部監査のテーマであること、及び指定管理は行政上の行為であって契約でないことから監査対象外とした。

(3) 単年度主義と契約

普通地方公共団体の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる（地方自治法第 208 条第 1 項）。また、各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない（同条第 2 項）とあり、会計年度が独立している、いわゆる単年度主義が原則である。さらに、普通地方公共団体の契約は、法令又は予算の定めに従うものとされている（同法第 232 条の 3）ため、単年度契約が原則となる。普通地方公共団体が年度をまたぐ契約をするのは、債務を負担する行為であり、予算で債務負担行為として定めておかなければならない（同法第 214 条）。

ただし、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約その他政令で定める契約は、地方自治法第 214 条の規定にかかわらず、翌年度以降にわたり締結することができる（同法第 234 条の 3）。これらは、およそ普通地方公共団体が存在する限り、1 日も欠かすことができないものであり、絶対的に必要なサービスであるから、毎年更新を繰り返すまでもなく、長期にわたって契約を締結できるとするのが合理的であるからである。これらの契約については、地方自治法第 214 条の規定による債務負担行為として予算でこれを定めることなく、直接これを締結することができる（同法第 234 条の 3）。

また、「政令で定める契約」とは、翌年度以降にわたり物品を借り入れ、又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるもの（地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第 167 条の 17）であって、下関市においては、下関市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第 1 条に掲げる 10 の契約である。

(4) 委託契約の締結方法

普通地方公共団体の売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとされている（地方自治法第 234 条第 1 項）。

委託契約の締結方法のうち指名競争入札又は随意契約は、施行令で定める場合に該当するときに限り、これによることができるため（同条第 2 項）、一般競争入札によることが原則である。

なお、いわゆるプロポーザル方式（企画競争）は、「その性質又は目的が価格のみによる競争入札に適しないと認められる場合において、技術力、企画力、実績、専門性、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者を選定するため、一定の条件を満たす者から当該業務に係る企画提案書の提出を受け、当該提案書の審査及び評価を行い、当該業務の履行に最も適した契約の相手方となる候補者を選定する方式」（下関市プロポーザル方式に関するガイドラインより抜粋）であり、随意契約に含まれる。

委託契約の締結方法

締結方法	内容
①一般競争入札	契約に関する公告をし、一定の資格を有する不特定多数の者をして入札の方法によって競争させ、最も有利な条件を提供した者との間に契約を締結する契約方式をいう。
②指名競争入札	資力信用その他について適当である特定多数の競争参加者を選んで入札の方法によって競争させ、最も有利な条件を提供した者との間に契約を締結する契約方式をいう。
③随意契約	競争の方法によることなく、任意に特定の者を選んで契約を締結する契約方式をいう。
④せり売り	契約価格等について多数の者を口頭（挙動）で競争させ、最も有利な価格を申し出た者との間に契約を締結する契約方式をいう。

（出典：地方自治小六法〔令和2年版〕（地方自治制度研究会監修）P.145）

3. 下関市における委託契約事務の概要

(1) 委託契約事務の所管部署

市では、総務部契約課が競争入札参加有資格者名簿への登録に関する業務のほか、電子入札システムを使用して発注する委託業務の条件付き一般競争入札を所管している。

電子入札システムを使用しない委託業務の契約については、委託業務を実施する所管部署において契約手続が行われている。

(2) 外部委託に関する主な規則等

外部委託に係る契約事務に関して下関市が定める主な規則等は次のとおりである。

- ・下関市契約規則
- ・下関市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例
- ・下関市随意契約ガイドライン
- ・下関市プロポーザル方式に関するガイドライン
- ・外部委託推進ガイドライン
- ・下関市PPP／PFI手法の導入における優先的な検討に関する指針
- ・下関市委託業務共同企業体取扱試行要綱
- ・下関市家庭系一般廃棄物（ごみ）等収集運搬業務の共同企業体取扱要綱
- ・下関市一般廃棄物（ごみ）収集・運搬業務共同企業体取扱要綱
- ・下関市物品・役務競争入札参加者の資格等に関する要綱
- ・下関市建設工事に関する調査設計等業務委託最低制限価格制度実施要領
- ・下関市財務会計システム運用マニュアル

4. アンケートの概要

(1) アンケートの目的

詳細な監査手続を行う個別事案の抽出のためにアンケートを実施した。

(2) アンケート対象

アンケートの対象は、市から提供を受けた、令和元年度における一般会計及び特別会計で「委託料」の節項目に計上されている「支出命令済額」の全データ 6,227 件（金額合計 16,700 百万円）を母集団として、下表「アンケート対象の抽出基準」に掲げる基準に基づき抽出した案件を対象とした。

なお、「第 2 章 監査の対象とした特定の事件の概要 1. 下関市における一般会計及び特別会計の歳出決算額推移並びに委託料推移 (2) 委託料（節区分）の決算額の推移」に記載している令和元年度の一般会計及び特別会計の委託料を合計すると 16,700 百万円であり、アンケート対象の金額合計 16,700 百万円と一致していることから、監査対象とした委託料データの網羅性に問題はないと判断した。

アンケート対象の抽出基準（件数及び金額は重複表記あり）

	抽出基準（抽出の考え方）	件数 (件)	金額 (円)
	全体	6,227	16,700,007,843
1	支出1回当たり500万円以上のものを抽出	707	13,712,158,205
2	40万円代(40万円以上50万円以下)のものを抽出し、その中から任意に一部抽出	231	106,084,740
3	指定管理業務（データに「指定管理」又は「管理運営」が含まれる（一部除く）もの）を除く	68	2,605,757,332
4	過年度監査テーマに関連する部署（以下）を除く こども家庭支援課、介護保険課、学校教育課、学校支援課、管財課、教育研修課、健康推進課、交通対策課、公園緑地課、産業振興課、産業立地・就業支援課、子育て政策課、住宅政策課、水産課、生涯学習課、都市計画課、道路河川管理課、道路河川建設課、農業振興課、農林整備課、福祉政策課、幼児保育課	3,138	7,974,623,050
5	過年度監査テーマに関連する特別会計（港湾会計、介護保険会計）を除く	293	923,515,434
6	上記1から5の絞り込みにより抽出されなかった支出の中から必要に応じて追加抽出	35	730,844,465
	最終的な抽出対象	205	4,984,320,279
	全体の件数・金額に対するアンケート対象の割合	3.3%	29.8%

アンケート対象抽出の考え方

	各項目の考え方
1	500 万円以上とすることにより、アンケート対象の件数を約 1 割に絞り込むことができ、かつ、委託料総額の 8 割以上をカバーすることができるため。
2	意図的に支出額を 50 万円以下として随意契約を締結している契約がないか検討するサンプル候補を把握するため。
3	過年度の監査テーマとの重複を回避するため。
4	過年度の監査テーマとの重複を回避するため。
5	過年度の監査テーマとの重複を回避するため。
6	上記 1 から 5 の絞り込みにより抽出されなかった契約の中から、別途アンケート対象とした方がよいと包括外部監査人が判断したもの。

上表「アンケート対象抽出の考え方」に記載の考え方に基づきアンケート対象を抽出し、結果として205件をアンケート対象とした。

5. 監査対象とした個別事案の抽出方法及び抽出結果

(1) 監査対象とした個別事案の抽出方法

「4. アンケートの概要 (2) アンケート対象」で抽出したアンケート対象205件の中から、次の基準に基づき候補を抽出し、アンケートの回答内容等を総合的に判断した結果、最終的に53件の外部委託契約を監査対象とする個別事案として抽出した。

監査対象とした個別事案の抽出基準（件数及び金額は重複表記あり）

	抽出基準（抽出の考え方）	件数 (件)	金額 (円)
	アンケート対象	205	4,984,320,279
1	支出命令済額5,000万円以上のものを抽出	19	1,390,382,625
2	随意契約の理由が地方自治法施行令167条の2第1項第2号（その性質又は目的が競争に適しないため）以外の理由となっているものを抽出	6	124,470,761
3	アンケートの回答に加えて追加の手続を実施しなければ十分な情報が得られないと考えられるものを抽出	28	912,572,784
4	アンケートの回答内容に関して質問が必要と考えられるものを抽出	121	3,128,241,790
	最終的な抽出対象	53	2,326,256,798
	アンケート対象に対する抽出した個別事案の割合	25.9%	46.7%

個別事案抽出の考え方

監査計画時において、監査の時間的制約がある中で監査手続を実施し得る件数として50件前後を想定し、想定した件数を抽出するために上表の抽出基準を設定した。

(2) 監査対象とした個別事案の抽出結果

(1) による抽出の結果、監査対象とした個別事案は「第3章 監査の結果及び意見 2. 監査の結果及び意見の一覧」に記載のとおりである。

第3章 監査の結果及び意見

1. 監査の結果及び意見の定義

本報告書は、地方自治法第252条の37第5項に定められている「監査の結果に関する報告」であり、監査の結果に関しては、「結果」（本報告書では「指摘」と記載している。）及び「意見」に区分して記載している。本報告書において、これらを次のように定義した。

監査の「指摘」：法令、条例、規則等に反していると判断される事項や社会通念上著しく適切性を欠き不当と判断される事項

監査の「意見」：「指摘」以外で将来のために改善・検討していくことが望ましいと判断される事項

2. 監査の結果及び意見の一覧

番号	指摘又は意見の項目	内容（要約）
【総論】		
総1	【指摘】 「経済性」及び「公平性」確保に向けた契約方法の見直しについて（経済性）	<p>個別事案の検討の結果、指名競争入札が行われているにもかかわらず、特定の1者が毎年度業務を受託している契約や、特定の3者が毎年度順番に落札している契約が見受けられた。随意契約による契約締結においても、特定の2者が毎年度交互に委託先となっている契約が見受けられた。</p> <p>これらは、競争原理が有効に機能している環境下においては通常生じ得ない結果であると考えられ、「経済性」や「公平性」の確保が担保されているのか疑義がある。</p> <p>一般的には、競争原理を働かせるためには、随意契約より競争入札による契約の方に優位性があると考えられ、そのことから、指名競争入札が行われているものと思われるが、現実的にはそのような思いとはやや異なる結果が生じている。このことは、現在競争入札により委託されている業務の中には、本来競争入札を採用すべきものであっても、現在の環境下においては競争入札に適しないと判断されるものがあるのではないかと想定される。もしそうであるとすれば、今一度個々の委託業務の内容、その入札準備段階から開札に至るまでの事務の流れ及び入札結果等を総合的に勘案し、当該委託業務に合った契約の締結方法を検討するとともに、市政にとって合理的で経済的競争が働く体制になるよう施策の見直しを検討すべきである。</p> <p>また、随意契約により業務が委託されているものであっても、諸般の状況の変化等により、現在又は将来においては競争入札による契約が可能な状態になることも考えられることから、同様に契約の締結方法等について検討すべきである。</p>

番号	指摘又は意見の項目	内容（要約）
総 2	【意見】適正な予定価格の積算について（経済性）	<p>予定価格の積算の根拠が明確でないもの、積算の前提となる根拠が事実とは異なるもの、及び実態と乖離している積算となっているものが散見された。</p> <p>今後は、日常の執務を行う中において、委託した業務に関する情報収集を行うとともに、実績報告書等の記載内容について分析・検討を行い、担当者が予定価格の積算に利用し得ると考えられる項目を追加するなど、次年度以降の適正な予定価格の積算の根拠として活用できるよう必要に応じて実績報告書等に記載すべき内容について見直しを図られたい。</p> <p>また、予定価格の積算に際して徴取する見積書において、見積書の徴取先が1者のみとなっている個別事案（徴取先が1者で可の随意契約理由に係る個別事案を除く。）が散見された。</p> <p>予定価格の積算は、公平性、経済性及び競争性を確保する上で重要であるため、今後は、予定価格の積算に際して徴取する見積書においても、極力2者以上から見積書を徴取するよう、より一層努力されたい。</p>
総 3	【意見】実績報告書等の收受印について（法規性）	<p>実績報告書等を收受した際の收受印の取扱いについて検討され、全庁的に統一されたい。</p>
総 4	【意見】再委託先の適格性の判断について（法規性）	<p>委託に関する契約書においては、市が再委託契約の方法や金額を把握すること、及び再委託先の適格性について検討することまでは求めていることから、委託契約の所管部署において再委託契約の方法・金額等については、ほとんど把握されておらず、また再委託先の適格性の検討についても行われていない。</p> <p>令和3年1月に公表された経済産業省の「調達等の在り方に関する検討会」の報告書において、再委託については厳格化に向けて種々の方向が示されており、今後、市においても再委託先の適格性の判断を行うことは必要になるものと思料される。</p> <p>当初の委託契約による業務を実際に行うのは再委託先であることに鑑み、再委託に関する市の承認に際しては、必要と考えられる事項を記載した書面を委託先に提出させ、再委託先の適格性の判断を行うことを検討されたい。</p>
総 5	【意見】実績報告書に添付される写真について（法規性）	<p>各委託業務に係る実績報告書に添付された作業状況の写真を確認すると、委託先が作業を実施した日付が表示されておらず、写真のみではいつ作業をしたのかわからないものが散見された。</p> <p>今後は、黒板等に作業内容、作業場所等に加え、作業日時を記載のうえ、撮影するよう委託先を指導し、委託業務の履行確認の一助とすることを検討されたい。</p>
【個別事案】		
【総合政策部企画課】		

番号	指摘又は意見の項目	内容（要約）
1	ふるさとしものせき応援寄附金に係る業務（1）	
	(1) 【意見】ふるさと納税による寄附金額の増加に向けた施策について（有効性）	ふるさと納税による寄附金額の増加に向けて、許される範囲内での返礼品の充実による寄附額を増やす方策を検討されたい。
	(2) 【意見】委託契約書における委託料金額の工夫について（有効性）	寄附金額の更なる増加の方策として、寄附金額の実績に応じて委託先の利益率の割合を増加させるなど、委託先の寄附金額増加努力に対するインセンティブが働くような仕組みの導入を検討されたい。
	(3) 【意見】返礼品の再送付について（経済性）	賞味期限内に返礼品の受け渡しが行われず返送となり、返礼品を再送付することがあるが、このようなことが発生するとせっかくの寄附が無駄になりかねないことから、他市の同様の事例に対する対応策等を調査の上、対策を検討されたい。
	(4) 【意見】礼状の送付について（その他）	寄附金の使われ方の「見える化」及び寄附者の満足感を醸成することにもなり、また、将来に向けてのリピーター確保の一助になるものと思料されることから、寄附金の活用状況を知らせる文書を同封することを検討されたい。
	(5) 【意見】租税教育について（その他）	下関市に対する将来の寄附者を増やす方策の一つとして、小学校・中学校・高等学校の児童・生徒に対して「ふるさと納税制度」の周知を図ることを検討されたい。
	(6) 【意見】収入印紙について（合規性）	委託先と交換した契約書に貼付された収入印紙の額面について、本来必要な額よりも高い額面のものが貼付されていた。印紙税の誤りは市の責任ではないものの、適正な国税の納付が行われているか否かという観点から、市においても確認を行い、収入印紙の金額に疑義が生じた場合には、税務署に問い合わせるよう委託先に促すなど、必要に応じて適正な印紙税の納付を指導されたい。
2	ふるさとしものせき応援寄附金に係る業務（2）	
	【指摘】予定価格の設定について（経済性）	返礼品送付に係る費用（運賃）については、契約書上、「実費の額。ただし、当該額は、寄附金額の7%に相当する程度の額とする。」との規定を、「実費の額。」に改定すべきである。
【財政部資産税課】		
3	平成 31 年度固定資産税・都市計画税納税通知書等及び軽自動車税納税通知書作成並びに封入封かん業務	
	(1) 【意見】入札参加事業者の拡大について（経済性）	入札参加事業者が少ない要因として、固定資産税・都市計画税納税通知書等の作成及び封入・封かん業務と軽自動車税納税通知書の作成及び封入・封かん業務がセットであることが考えられる。業務を分離し、他の事業者の入札への参加が容易になるか否かを検討されたい。

番号	指摘又は意見の項目	内容（要約）
	(2) 【意見】 予定価格の積算根拠の検討について（経済性）	見積書を複数事業者から徴取し、予定価格の妥当性を検討されたい。 また、入札に関する他市の同種業務の受託実績の報告書や契約書の写しを入手していることから、これらの情報を基に納税通知書1枚当たりのコストを算出・比較するなどして算定価格の積算に活用されたい。 なお、令和3年度分の入札においては、過去3年分と比較すると予定価格と落札額に乖離がみられることから、予定価格が適正な水準となっているか否かを検討されたい。
【財政部市民税課】		
4	平成31年度個人市県民税納税通知書等作成及び封入・封かん業務（普通徴収）	
5	平成31年度個人市県民税納税通知書等作成及び封入・封かん業務（特別徴収税額通知書）	
	(1) 【意見】 納税通知書等（白紙）の発注数量について（経済性）	今後は、過去の印刷枚数や印字枚数等の実績を蓄積し積算の精度を高め、適正な発注枚数となるように努められたい。
	(2) 【意見】 業務完了報告書の收受印について（法規性）	文書の收受に際しては下関市文書取扱規程に基づき、適正な処理をされたい。
【市民部生活安全課】		
6	下関中央霊園除草清掃業務	
	(1) 【指摘】 認定事務に関する確認の証跡について（法規性）	随意契約による業者選定を可能にする認定事務において、認定基準に基づく関係資料については適切に入手・保存すべきである。
	(2) 【指摘】 予定価格積算の合理性について（経済性）	予定価格の積算については、実際の面積、過去の実績報告に基づく数値等を基に正確な積み上げ計算を行うべきである。
	(3) 【意見】 収入印紙について（法規性）	委託先と交換した契約書に貼付された収入印紙の額面について、本来必要な額よりも低い額面のものが貼付されていた。印紙税の誤りは市の責任ではないものの、適正な国税の納付が行われているかという観点から、市においても確認を行い、収入印紙の金額に疑義が生じた場合には、税務署に問い合わせるよう委託先に促すなど、必要に応じて適正な印紙税の納付を指導されたい。
【福祉部障害者支援課】		
7	下関市障害者相談支援事業（1）	
8	下関市障害者相談支援事業（2）	
	(1) 【指摘】 実績報告について（法規性）	実施要綱どおりに事業が実施完了されたことが確認できる報告書様式に見直し、事業の実施状況を確認すべきである。
	(2) 【指摘】 夜間・休日等の運営体制の確認について（法規性）	夜間・休日等の運営体制についても、実績報告書その他の方法で確認すべきである。

番号	指摘又は意見の項目	内容（要約）
	(3)【指摘】予定価格の積算根拠について（経済性）	予定価格について、過年度における相談実績や最新の給与水準などの情報に基づき、実態に即した積算を行うべきである。
	(4)【指摘】委託先の選定理由について（法規性）	当該事業への参入の機会が各事業者で平等となるような委託先の選定方法の検討を行うべきである。
【環境部クリーン推進課】		
9	平成 31 年度下関市し尿収集運搬等委託業務	
	(1)【指摘】し尿処理手数料の納入について（法規性）	公金であることの認識を徹底し、徴収、保管、納入までの取り扱いを委託業務契約書に則して行うべきであり、また、所管課としても提出された報告書を確認し、納入について遅延があれば指導を行うべきである。
	(2)【指摘】添付資料の確認について（有効性）	今後は、所管課として提出された書類をしっかりと確認するべきであるとともに、年度の途中において車検証が更新された際には更新の報告を受けるようにすべきである。
	(3)【意見】契約の在り方の見直しについて（経済性）	本来支払の必要が無い移送業務が発生しないようにするために、収集運搬業務における原則的な搬入先を、し尿処理施設と明確にした上で、例外的に中間貯留槽への搬入を認める等の規定を設けることを検討されたい。
10	平成 31 年度下関市公衆用便所等のし尿収集運搬委託業務	
	(1)【意見】深坂自然の森し尿収集実績について（法規性）	今後は、実績報告書の確認の際には収集の実施日付の正確性に問題がないかどうかについても留意されたい。
	(2)【意見】公衆用便所等のし尿収集運搬業務実績報告書について（法規性）	実績報告書の様式については、当該委託業務の見直しを図る中で、他に報告を受けるべきものがないか等の検討を行い、実態に即した様式に見直すことを検討されたい。
11	下関市指定ごみ袋作製及び納入に関する業務委託（前期）	
12	下関市指定ごみ袋作製及び納入に関する業務委託（後期）	
	(1)【指摘】予定価格について（経済性）	予定価格を算定するにあたり、前回委託先のみから参考作製単価の聴取をするのではなく、複数の事業者から参考作製単価の聴取を行い、その内容を十分に検証した上で予定価格を設定し、公平かつ経済性も発揮できる入札が実施されるよう検討すべきである。 また、見積書は予定価格積算の根拠となる重要な情報であることから、見積書の徴取の際には、単なる電話等口頭による情報の聴取ではなく、その聴取内容を記録し、事後の証拠として残すべきである。
	(2)【意見】契約の区分及び契約価格の種類について（効率性、経済性）	経済情勢にもよるが、契約事務の効率化を図るためには、契約を前期・後期に区分せず、年間を通して一つの契約とすることを検討されたい。

番号	指摘又は意見の項目	内容（要約）
		また、当該契約価格は総価契約となっているが、無駄の発生を最小限にするため必要数量に応じた発注及び支払いを行うという観点からは、総価契約ではなく単価契約とすることを検討されたい。
	(3)【意見】委託先の適格性について（法規性、経済性）	委託先の適格性及びコスト削減という経済性の観点からは、実際に製袋業務ができる事業者を入札参加要件とすることを検討されたい。
13	平成 31 年度旧下関地区一般廃棄物収集運搬業務（M1）	
14	平成 31 年度旧下関地区一般廃棄物収集運搬業務（M2）	
15	平成 31 年度旧下関地区一般廃棄物収集運搬業務（M3）	
	(1)【指摘】指名競争入札の合理性について（経済性）	市は業務委託に際して、地区の区分けの見直しなど、市政にとって合理的で経済的競争が働く体制になるよう見直しを図るべきである。 なお、入札事務は、労力と経費を消費し、事務が非効率となる側面を持っていることから、単に市民に理解を得るための表面的な入札であるならば実施しない方が市民の利益に資すると考えられることから、検討の結果、競争原理を機能させるための施策の見直しが実務上困難との結論になるのであれば、予定価格の積算を適正に行った上で随意契約に切り替えることも当面の選択肢の一つとして検討されたい。
	(2)【指摘】予定価格（設計書）の積算方法について（経済性）	入札設計書の積算根拠を今一度検討の上、経済性と公正性の確保を図られたい。 なお、稼働（労働）時間については、ごみの計量伝票、搬入伝票から収集運搬車両ごとの稼働時間が判明することから、ごみの種類ごとに入札設計書に記載の根拠時間と計量伝票等を精査し、予定価格積算の根拠資料とされたい。
16	平成 31 年度旧下関地区一般廃棄物収集運搬業務（S1）	
17	平成 31 年度旧下関地区一般廃棄物収集運搬業務（S2）	
18	平成 31 年度旧下関地区一般廃棄物収集運搬業務（S3）	
	(1)【指摘】指名競争入札の合理性について（経済性）	No. 13～15 の「(1)【指摘】指名競争入札の合理性について（経済性）」に同じ。
	(2)【指摘】予定価格（設計書）の積算方法について（経済性）	No. 13～15 の「(2)【指摘】予定価格（設計書）の積算方法について（経済性）」に同じ。
19	粗大ごみ等受付業務	
	(1)【指摘】予定価格の積算について（法規性、経済性）	予定価格の積算時における職員の配置人数と実際の配置人数に差異が生じており、予定価格の算定において正確な積算がなされているのか疑義が生じる。実態に即した予定価格の積算を行うべきである。

番号	指摘又は意見の項目	内容（要約）
	(2)【指摘】契約方法及び業者選定理由について（合規性、経済性）	平成30年度下関せんたく会議により、管理公社に関する業者選定の特例的取扱いの廃止が決定されており、平成32年度（令和2年度）までに見直すことが決められている。下関市契約規則に基づく契約方法（原則として一般競争入札）による委託先の選定を検討すべきである。
【環境部環境施設課】		
20	奥山工場 180t 炉定期整備業務（1期）	
21	奥山工場 180t 炉定期整備業務（2期）	
22	奥山工場 170t 炉定期整備業務	
	個別事案としての特段の指摘又は意見はなかった。	—
23	奥山工場運転管理業務（長期継続契約）	
	【意見】見積書の徴取について（経済性）	実際の運転管理を行っている2者からそれぞれ見積書を提出させ、委託料の比較を行い、その経済性を検討されたい。
24	奥山工場主灰セメント原料化処理業務	
	【意見】不適物の運搬量削減によるコスト削減について（経済性）	可燃ごみの中に不燃物が混入していなければ不適物運搬コストは発生しないことから、市民に対して、不燃物の混入の状況等を周知するとともに、不燃物の分別（除去）に向けての一層の啓蒙・啓発活動を行い、協力を得られるよう努力されたい。
【産業振興部産業振興課】		
25	下関市プレミアム付商品券作成等業務	
	特段の指摘又は意見はなかった。	—
【産業振興部市場流通課】		
26	唐戸市場管理業務	
	(1)【指摘】予定価格の積算について（経済性）	予定価格の積算根拠と実績との比較を行うとともに、再委託されている業務ごとに複数の事業者から見積書を徴するなどして、合理的な予定価格を算出すべきである。
	(2)【意見】随意契約の根拠について（経済性）	業務の内容ごとに予定価格の適正な積み上げを行い、一般競争入札への変更を検討されたい。
27	唐戸市場駐車場管理業務	
	(1)【指摘】契約方法及び業者選定理由について（合規性、経済性）	No.19の「(2)【指摘】契約方法及び業者選定理由について（合規性、経済性）」に同じ。
	(2)【指摘】契約の在り方及び予定価格の合理性について（合規性、経済性）	実績のない業務が予定価格の積算の中に含まれていた。 仕様書その他契約の在り方や予算及び予定価格の積算の在り方を実態に即して見直すべきである。

番号	指摘又は意見の項目	内容（要約）
	(3) 【意見】再委託先の選定について（経済性）	<p>管理公社が委託先となっている場合において、元の委託契約が随意契約、特に一者随意契約となっている場合には、再委託先の選定において複数見積書の徴取や競争入札を導入するなど、競争原理の導入を検討することが望まれる。</p> <p>なお、再委託先のうちの1者について、名称変更が生じていたが、再委託の承認手続において、管理公社及び市のいずれも旧名称のまま書類の作成等を行っていた。再委託の承認が形式的になされている可能性も否定できないことから、今後は再委託の承認に際しては留意されたい。</p>
	(4) 【意見】履行確認のために提出を受けた写真について（法規性）	<p>委託業務の履行の確認に際して提出を受けていた作業状況の写真のうち、委託作業を実施した日付が表示されたものについて、その日付が報告月と一致していないものがあった。</p> <p>作業内容は適時・正確に月次の報告書へ記載するよう、委託者を指導し、委託業務の確実な履行の証拠とされたい。</p>
28	唐戸市場内保安警備業務委託	
	【指摘】警備員名簿、履歴書について（法規性）	<p>業務委託契約書の別添仕様書において、提出及び承認に関して規定されている警備員名簿や履歴書について、市は提出を受けていなかった。</p> <p>業務委託契約書及び仕様書の規定どおり必要な手続を行うべきである。</p>
29	新下関市場警備業務	
	【指摘】予定価格積算の合理性について（経済性）	<p>毎年度、間接経費の算定に適用される加算率が異なっているが、各年度の加算率の根拠は不明である。正確な積上げ計算をするために根拠のある数値を積み上げるべきである。</p>
30	新下関市場清掃及びじん芥運搬業務	
	(1) 【指摘】指名競争入札の合理性について（経済性）	No. 13～15の「(1) 【指摘】指名競争入札の合理性について（経済性）」に同じ。
	(2) 【意見】じん芥積載車の車検証提示の義務付けについて（有効性）	<p>市の業務委託として使用するじん芥積載車であることから、車検切れ等のないことが確認できるよう委託契約書や仕様書に明記されたい。</p>
【観光スポーツ文化部観光施設課】		
31	市立しものせき水族館（海響館）改修基本計画策定業務	
	(1) 【指摘】收受印の正確な押印について（法規性）	<p>委託先から市に対して提出された業務計画書の提出が相当な期間遅れたため、市の担当者は当該文書に押印する收受印の日付を、実際に提出された日付ではなく、委託契約書の契約日付と同一日として押印している。この行為は下関市文書取扱規程に違反しており、今後はこのようなことのないよう、正確な收受印の押印に努めるべきである。</p>

番号	指摘又は意見の項目	内容（要約）
	(2) 【意見】当初設計段階におけるライフサイクルコストに基づく業者選定について（経済性）	<p>一度施設の設計等の業務を受託した事業者は、当該業務に関して主要なノウハウを取得することになり、その後発生する維持管理等の業務や追加設計・工事等の業務において、他の事業者と比較して著しく有利な立場となることが想定され、また、当初において業務を受託した事業者に依存せざるを得ない場合が生じたときには、特定の事業者に依存することになり、価格競争が期待できないため、後々コストの増大をもたらす可能性がある。</p> <p>今後、当初設計段階でその後の維持管理等の業務や追加設計・追加工事等の業務の委託先が事実上決まってしまうような業務を外部委託する場合には、当初設計段階における委託先の選定に際して、ライフサイクルコストを考慮した業者選定が行われるよう検討されたい。</p>
	(3) 【意見】契約内容の確実な履行について（合規性）	<p>委託契約書の委託仕様書には、契約締結後、速やかに業務計画書を作成の上、市に提出し、その承認を受ける旨規定されているが、契約締結後、相当の期間経過後に提出されていた。</p> <p>また、市はこの規定に基づき提出された業務計画書に対して承認を与えることになっているが、課内で供覧に供したのみで、委託先に対して承認をした旨の事績が残されていなかった。</p> <p>今後は書面等でその事績を残されたい。</p>
32	火の山ロープウェイ運行業務	
	(1) 【指摘】業務の従事について（合規性）	<p>毎月の勤務状況報告書を確認したところ、委託先の一部の職員が仕様書に規定されていない業務に従事していた月があった。仕様書には、「この業務に従事する者は当該業務の実施に影響がでない範囲において、火の山地区観光施設運営業務に従事することができる」旨の規定はあるが、それ以外の業務に従事できるか否かは明らかではなく、当該業務従事状況は形式的には仕様書の規定に違反していると考えられる。</p> <p>委託先に対し、仕様書に沿った業務への従事を行うよう指導すべきである。</p> <p>また、仮に仕様書の規定が実態に即していないのであれば、当該委託業務の実施に支障を来さない範囲において仕様書の規定の在り方を見直すべきである。</p>

番号	指摘又は意見の項目	内容（要約）
	(2) 【意見】業務実績の記録について（合規性、有効性）	当該委託業務の仕様書には、「制動検査日には索道技術職員 3 名を確保すること」との記載があるが、制動検査が実施された令和 2 年 2 月の勤務状況報告書には 2 名の勤務しか確認はできなかった。担当者に事情を聴取したところ、3 名参加をしているとの答弁があったが、火の山ロープウェイ運行業務の報告書に記載がなかった。 仕様書に記載のある業務については、市と委託先との約束事であり、事後において確認できるよう報告書等書面で記録を残すことを検討されたい。
33	火の山地区観光施設管理運営業務	
	(1) 【意見】運行業務契約との業務の重複及び予定価格の積算の妥当性について（経済性）	予定価格の積算に際しては、ロープウェイ業務の専門性、熟練性等を勘案し、適正な単価計算に基づく積算に変更されたい。 なお、現状では総価契約になっているが、昨今の稼働率を踏まえ、単価契約の導入が可能であるか否かの検討を行われたい。 また、繁忙期の週末以外は夜間の駐車場利用者が少ないことが把握された。そこで、一部の業務を夜間警備等で代替する等、コスト削減が可能であるか否かの検討を行われたい。
	(2) 【意見】会計区分間の一体的運用について（有効性）	当該委託業務は一般会計で計上される。一方、No. 32 の火の山ロープウェイ運行業務は観光施設事業特別会計で計上されている。両業務は現場の運営において連携がなされていることから、予算の運用、実績の把握、業務の計画・見直しなどにおいて両業務を一体的に運用することを検討されたい。
【菊川総合支所市民生活課】		
34	平成 31 年度菊川地区一般廃棄物収集運搬業務	
	(1) 【指摘】指名競争入札の合理性について（経済性）	No. 13～15 の「(1) 【指摘】指名競争入札の合理性について（経済性）」に同じ。
	(2) 【指摘】予定価格の積算について（経済性）	No. 13～15 の「(2) 【指摘】予定価格（設計書）の積算方法について（経済性）」に同じ。
【豊田総合支所市民生活課】		
35	平成 31 年度豊田地区一般廃棄物収集運搬業務	
	(1) 【指摘】予定価格の積算について（経済性）	No. 13～15 の「(2) 【指摘】予定価格（設計書）の積算方法について（経済性）」に同じ。
	(2) 【意見】実績報告書の收受印について（合規性）	No. 4～5 の「(2) 【意見】業務完了報告書の收受印について（合規性）」に同じ。
【豊浦総合支所下関北部建設事務所】		
36	令和元年度大風畑線（大風畑橋）橋梁補修測量設計業務	
37	令和元年度恋地江尻上線（釈迦ノ下橋）橋梁補修測量設計業務	
38	令和元年度三町～下保木線（城光寺橋）橋梁補修測量設計業務	
39	令和元年度郷本線（王地橋）橋梁補修測量設計業務	
40	令和元年度下保木～上大野線（城光寺橋）橋梁補修測量設計業務	

番号	指摘又は意見の項目	内容（要約）
41	令和元年度大藤二号線（大藤一号橋）橋梁補修測量設計業務	
42	令和元年度豊洋台線（狩宿橋）橋梁補修設計業務	
43	令和元年度津波敷田代線ほか 16 線災害復旧工事に伴う測量設計業務	
	【意見】入札保証金について（合規性）	下関市契約規則では入札保証金免除に関して規定されているが、入札参加者において入札保証金免除に関する具体的な判定の事績が残されていなかった。今後は免除等について判断した検討事績を保存するようにされたい。
【豊北総合支所建設農林水産課】		
44	平成 31 年度市道整備委託業務（豊北地区・西部）	
45	平成 31 年度市道整備委託業務（豊北地区・東部）	
	【指摘】委託先の選定について（経済性）	直近の契約状況を確認したところ、毎年度、西部地区及び東部地区の両地区において、特定の事業者 2 者が交互に契約を締結する結果となっており、このような現状から判断すると、実質的な競争原理が働いているとは考えにくい状況にある。 地区の範囲（区分け）など、業務の内容の見直しや、見積合せ業者数を増やすなど、実質的な競争原理が働くような見直しを検討すべきである。
【教育委員会教育部学校保健給食課】		
46	平成 31 年度学校給食単独調理校じん芥運搬委託	
	(1) 【指摘】実績集計資料の正確性について（合規性、経済性）	予定価格積算の前提となる前年度実績の集計表に誤りがあり、予定価格は本来あるべき予定価格と相違していた。 予定価格積算の根拠となる基礎情報や実績集計結果の正確性を検証した上で予定価格を算定すべきである。
	(2) 【指摘】指名競争入札の合理性について（経済性）	No. 13～15 の「(1) 【指摘】指名競争入札の合理性について（経済性）」に同じ。
47	下関市立中部学校給食共同調理場給食調理等業務	
	【指摘】業務体制の不備について（合規性）	当該委託業務の仕様書では、「調理業務従事者のうち、業務副責任者 4 名を定める」旨規定されているが、契約日から平成 30 年 12 月までの 9 か月間、業務副責任者が 2 名しか配置されていなかった。 市は、学校給食が安心・安全、かつ滞りなく提供されるために、委託先から報告を受ける書類の確認や業務が行われている現場の視察などにより、仕様書どおりの業務体制となっているかを定期的に確認すべきである。
【教育委員会美術館】		
48	美術館倒木等伐採業務	
49	下関市立美術館植栽剪定業務	
50	下関市立美術館剪定業務	
51	下関市立美術館植栽管理業務（上半期）	

番号	指摘又は意見の項目	内容（要約）
	(1) 【意見】履行の確認方法について（合規性）	見積の妥当性の評価及び翌年度の予算見積の評価を適正に行うためにも、作業時間や人数の把握を記録として残すことを検討されたい。 なお、今後、新たな委託先と契約する場合などに際して円滑な業務遂行が可能となることから、今後の課題等についても文書として残すことを検討されたい。
	(2) 【意見】見積合せについて（合規性、経済性）	仕様書には業務内容及び場所等の情報が記載されているが、見積合せに参加した2社の見積書の様式が、小区分まで項目の記載内容が一致し、単価及び数量が違うのみであった。 仕様書に基づいて見積書の形式が類似するのは想定できるが、仕様書には記載のない小区分まで項目の記載内容が一致するのは不自然である。 市から事業者に見積依頼をする際、どこに依頼したかや依頼した事業者数などの情報を与えていないとのことではあるが、競争原理が有効に機能している環境下においては通常生じ得ない結果であると考えられる。 自由競争が機能し、経済的合理性を確保するためにも、見積業者の選定にあたっては、利害関係のない事業者を複数選定し、また、担当者による見積書の様式の確認をより慎重に行うことを検討されたい。
	(3) 【意見】契約方法の変更について（合規性）	令和元年度において、一般競争入札から随意契約に変更されていたが、その理由及び検討内容が文書により確認できなかった。 契約方法を原則である一般競争入札から例外である随意契約に変更する場合の理由及び検討内容については、事後の判断にも影響することから、文書で残すことを検討されたい。
52	下関市立美術館観覧料の徴収、案内、監視等業務	
	(1) 【指摘】契約方法及び業者選定理由について（合規性、経済性）	No. 19の「(2) 【指摘】契約方法及び業者選定理由について（合規性、経済性）」に同じ。
	(2) 【意見】委託業務の履行確認について（有効性）	仕様書どおりの履行がなされたか否かの確認及び契約金額の妥当性を評価するうえでも、従事した業務及び従事時間の実績報告書の提出の義務付けを契約書に規定することを検討されたい。
	(3) 【意見】契約変更の必要性について（経済性）	大幅な休館日数の増加等により、見積もり段階と大きな乖離が生じることを想定し、契約書に契約変更時の取扱いや契約額の減額等について規定することを検討されたい。
	(4) 【意見】外部委託の必要性について（経済性）	美術館の事務職員の一部は会計年度任用職員として採用となっているが、経済的合理性の観点から、当該委託業務に代えてこの採用の形態が適用できるか否かについて検討を行われたい。

番号	指摘又は意見の項目	内容（要約）
【消防局総務課】		
53	高機能消防指令センター施設保守管理業務	
	(1) 【指摘】再委託に関する規定について（合規性）	<p>委託契約書上、再委託に関する明確な規定がないにもかかわらず、再委託とは直接の関係がない規定を根拠として再委託が行われていた。</p> <p>今後は、委託契約書において、再委託に関する規定を設けるべきである。</p> <p>なお、当該委託業務の名称は「高機能消防指令センター施設保守管理業務」であるが、「高機能消防指令センター施設保守管理業務」に係る承認及び承諾通知について」において記載されている契約書名が「消防救急無線施設保守管理業務委託契約書」となっていた。再委託の承認が形式的になされている可能性も否定できないことから、今後は再委託の承認に際しては留意されたい。</p>
	(2) 【指摘】保守業務技術者名簿の提出について（合規性）	<p>専門家としての信頼性を維持確保するためにも、仕様書に記載のとおり、再委託先の担当者の変更がある場合には、事前に保守業務技術者名簿の再提出を求めるべきである。</p>
	(3) 【意見】委託契約書の内容の充実について（合規性）	<p>委託契約書の仕様書の中に、「委託先の保守管理業務での過失により市や通報者に損失が生じた場合には、委託先は責任を負う」旨の規定が、平成31年度の契約から新たに追加されているが、具体的にはどのような損失に対してどのような責任を負うのか、その内容が明確でない。</p> <p>他市での実際の損失の発生事例や、現時点において考えられる損失の内容・その処理方法等を検討され、今後の委託契約書の仕様書の見直しの際に役立てられたい。</p>